

令和7年度 松江市設備導入支援事業補助金 実施要領

1. 補助事業の目的

この制度は、市内製造業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新分野進出に向けた新製品製造を行うために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助することにより、市内製造業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とするものです。

2. 概要

| 補助対象者 | <p>次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1)「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内に本社を有するもの イ 市内に製造拠点を有するもの</p> <p>(2)「日本標準産業分類」(令和5年総務省告示第256号)に定める製造業を主たる事業としていること。</p> <p>(3)法人にあっては市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあっては市内に1年以上住所を有するもの</p> <p>(4)補助事業の完了時に市税を滞納していないもの</p> | | | | | | | | | | |
|--------------|--|-------|-----|-----|--------------|-----|-------|--------|--------------|-----|-------|
| 補助対象事業 | <p>(1)生産性向上支援事業 受注の拡大や生産の効率化を図るために工作機械等を導入する取組</p> <p>(2)新分野進出支援事業 新たな事業分野進出に向けた新製品製造に必要な工作機械等を導入する取組</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">同様の趣旨の補助金等を受けている事業は対象外です。</p> | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | <p>1台当たり80万円以上の工作機械等の導入に要する経費</p> <p>※消費税及び地方消費税を除きます。</p> <p>※公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を除いたリース及びレンタルによる導入は補助対象外とします。</p> | | | | | | | | | | |
| 補助率 補助上限額 | <p>補助対象経費に下表の補助率を乗じた額(1,000円未満切捨て)</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業名</th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">(1)生産性向上支援事業</td><td>1/5</td><td rowspan="2">200万円</td></tr><tr><td>1/4(※)</td></tr><tr><td>(2)新分野進出支援事業</td><td>1/3</td><td>300万円</td></tr></tbody></table> <p>※導入する設備が、炭素排出量の削減が見込まれるものの場合</p> | 事業名 | 補助率 | 上限額 | (1)生産性向上支援事業 | 1/5 | 200万円 | 1/4(※) | (2)新分野進出支援事業 | 1/3 | 300万円 |
| 事業名 | 補助率 | 上限額 | | | | | | | | | |
| (1)生産性向上支援事業 | 1/5 | 200万円 | | | | | | | | | |
| | 1/4(※) | | | | | | | | | | |
| (2)新分野進出支援事業 | 1/3 | 300万円 | | | | | | | | | |
| 申請受付期間 | <p>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※予算がなくなり次第受付を終了します。</p> | | | | | | | | | | |
| 最終の事業完了日 | <p>令和8年3月31日</p> <p>※この日以内で、経費の精算を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。</p> <p>※約束手形や電子記録債権等はその決済も含め上述の日までに完了する必要があります。</p> | | | | | | | | | | |

3. 新たな事業分野とは

新分野進出支援事業の記載の新たな事業分野とは、次のア及びイを同時に満たすものを指します。

- ア 日本産業標準分類に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属する産業
イ 日本産業標準分類に定める中分類に掲げる産業のうち、補助事業者の主要な経済活動に該当する産業を除いた産業

新たな事業分野の例

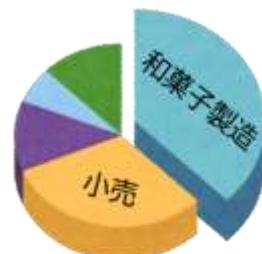
主要な経済活動が中分類でいう「食料品製造業」の企業の場合

→下表の「○」に該当する産業分野への進出であれば該当となる。

| 日本標準産業分類大分類製造業に含まれる産業(中分類) | | | |
|----------------------------|---|-------------------|---|
| 食料品製造業 | × | 窯業・土石製品製造業 | ○ |
| 飲料・たばこ・飼料製造業 | ○ | 鉄鋼業 | ○ |
| 織維工業 | ○ | 非鉄金属製造業 | ○ |
| 木材・木製品製造業 | ○ | 金属製品製造業 | ○ |
| 家具・装備品製造業 | ○ | はん用機械器具製造業 | ○ |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○ | 生産用機械器具製造業 | ○ |
| 印刷・同関連業 | ○ | 業務用機械器具製造業 | ○ |
| 化学工業 | ○ | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ○ |
| 石油製品・石炭製品製造業 | ○ | 電気機械器具製造業 | ○ |
| プラスチック製品製造業 | ○ | 情報通信機械器具製造業 | ○ |
| ゴム製品製造業 | ○ | 輸送用機械器具製造業 | ○ |
| なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | その他の製造業 | ○ |

主要な経済活動の確認

主な経済活動の内容を確認するため、直近1年間の売上について、それが何によるものか分かる資料を提出していただきます。



NGパターン

- 同中分類中の小分類間での事業分野のケース
例 パンを製造している企業が新たに弁当製造に進出するケース
- 製造業以外の産業への進出の場合

新分野進出事業に該当する取り組み例

例 主に農業用機械部品を製造する企業が自動車部品製造分野進出するために
新たに車のエンジン部品を製造するための生産設備を導入する取り組み

農業用機械部品製造
→中分類「生産用機械器具製造」



要件

- ①新たな事業分野進出を目的とすること ✓
- ②新製品製造を行うこと ✓
- ③生産設備を導入すること ✓

進出するためには、
・新しい製品を製造
・そのための生産設備を導入



自動車部品製造
→中分類「輸送用機械器具製造」



4. 炭素排出量の削減が見込めるものとは
次をすべて満たす場合とします。
ア 導入する工作機械が既存設備との入れ替えであること
イ 既存設備よりも炭素排出量が20%削減できる見込みであること

炭素排出量の削減が認められる場合

年間CO₂排出削減量20%の設備更新の場合に該当とします。

申請される場合は、様式「(別紙4)炭素排出量削減資料の提出が必要です。

算出方法



算定方法・排出係数一覧(環境省)<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>

例

中国電力から買電したエアコンの年間炭素排出量

年間CO₂排出量 = 買電量(kWh) × 中電炭素排出係数0.000544(t-CO₂/kWh)

A重油を使用した設備の年間炭素排出量

年間CO₂排出量 = A重油消費量(GJ/kl) × A重油炭素排出係数0.0193(t-CO₂/GJ)

5. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下のURLにアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2)「申請様式・実績報告様式」欄から様式をダウンロードする。

6. 申請方法

必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「9. 問合せ先」までご相談ください。

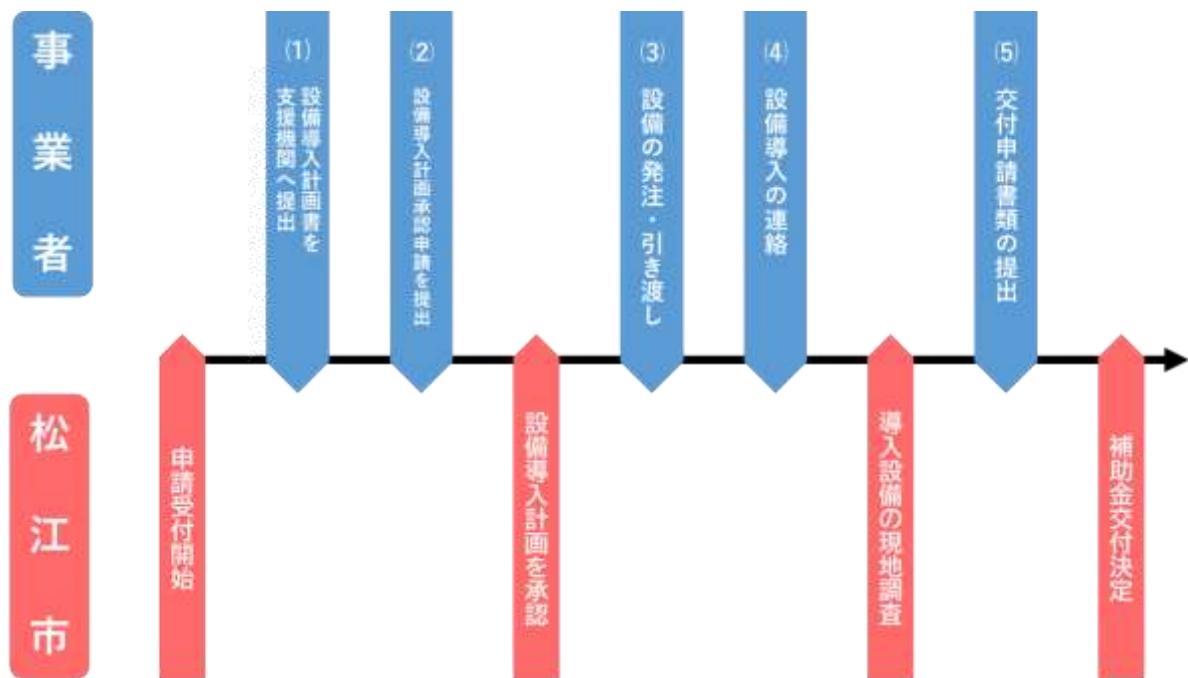
7. 交付決定までの手続きの流れ

申請する事業によって交付決定までの手続きの流れが異なります。

事業によって以下のページを参照してください。

- ・ 生産性向上支援事業:p4~p6
- ・ 新分野進出支援事業:p7~p8

【生産性向上支援事業】



(1) 設備導入計画書を支援機関へ提出

導入する設備について、労働生産性等の向上が期待できるか支援機関(※)に確認を依頼してください。支援機関(※)へは以下の書類をご提出ください。

※支援機関とは以下の団体を指します。

松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会、公益財団法人しまね産業振興財団

- ① (別紙1)設備導入計画書
- ② (別紙3)労働生産性向上計画書
- ③ 見積書
- ④ 導入する設備の仕様がわかるカタログ等
- ⑤ 直近2期分の決算書の写し

★以下は必要な場合にご提出ください。

- ⑥ (別紙2)事前着手申請書

※設備を引受けるために事前に代金を支払う必要がある場合は提出が必要です。

- ⑦ (別紙4)炭素排出量削減資料

※既存設備との入れ替えであって既存設備より脱炭素排出量が20%削減できる見込みの場合は、「炭素排出量削減資料(別紙4)」を提出することで補助率を補助対象経費の1/4で申請できます。

なお、本補助金を申請しようとする事業について、以下の認定を受けている場合は、本手続きは不要です。(2)に進んでください。

- ・ 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)に基づく先端設備等導入計画の認定
- ・ 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に基づく経営革新計画または経営力向上計画の認定

(2)設備導入計画書を提出

以下の書類を当センターへご提出いただき、設備導入計画の承認を受けてください。
なお、既に着手した事業(設備の発注等)については補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ① (別紙1)設備導入計画書
- ② 見積書
- ③ 導入する工作機械の仕様がわかる資料(仕様書やカタログ)
- ④ 以下の書類のうち1つ
 - ・ 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)に基づく先端設備等導入計画の認定申請書の写し及び認定されたことがわかる書類の写し
 - ・ 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に基づく経営革新計画の承認申請書の写し及び承認されたことがわかる書類の写し、若しくは経営力向上計画の認定申請書の写し及び認定されたことがわかる書類の写し
 - ・ (別紙3)労働生産性向上計画書(支援機関確認済みのもの)
- ⑤ 直近 2 期分の決算書の写し

★以下は必要な場合のみご提出ください。

- ⑥ (別紙2)事前着手申請書
- ⑦ (別紙4)炭素排出量削減資料

(3)設備の発注・引き渡し

当センターより設備導入計画書の承認の通知を受けたら、設備の発注等に着手してください。

(4)設備導入の連絡

設備が引き渡されたら経費を支払う前に(※)、当センターの職員による現地調査を受ける必要があります。設備の引き渡しを受けたら速やかに当センターへご連絡ください。

※(別紙2)事前着手申請書を提出している場合は経費の支払い状況に関係なく設備が引き渡された時点で現地調査を行います。

(5)交付申請書類の提出

現地調査を受けたら以下の書類を当センターへご提出ください。

- ① (様式第1号)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

完了予定日よりも早く事業が完了しても問題ありませんので、事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

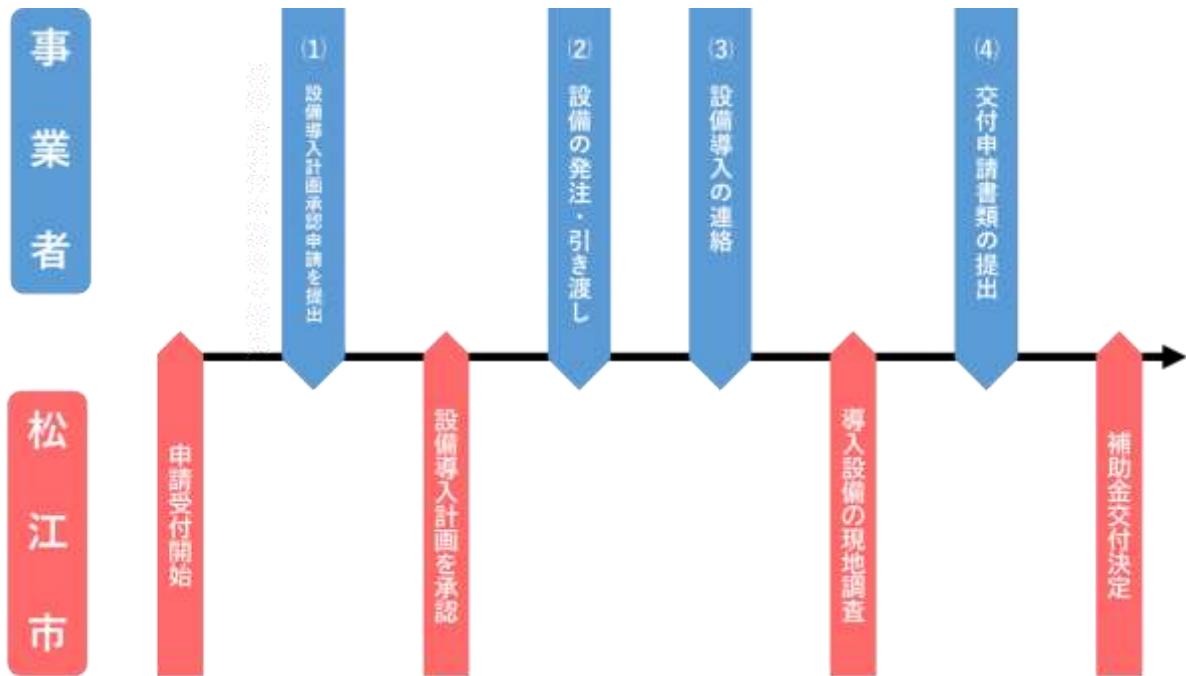
- ② 設備導入計画書承認書の写し

- ③ (別紙6)事業計画書

- ④ 導入した設備の取得に係る契約書または見積書及びその明細の写し

- ⑤ 導入した設備の検収を証する書類

【新分野進出支援事業】



(1) 設備導入計画書を提出

以下の書類を当センターへご提出いただき、設備導入計画の承認を受けてください。

既に着手した事業(設備の発注等)については補助対象外となりますので、ご注意ください。なお、設備導入計画の承認審査を行うため、ご提出いただいた資料を公益財団法人しまね産業振興財団及び島根県産業技術センターに提供します。ご了承ください。

- ① (別紙1)設備導入計画書
- ② (別紙5)設備導入計画補足資料
- ③ 見積書
- ④ 導入する工作機械の仕様がわかる資料(仕様書やカタログ)
- ⑤ 直近2期分の決算書の写し

★以下は必要な場合のみご提出ください。

- ⑥ (別紙3)事前着手申請書

※設備を引受けるために事前に代金を支払う必要がある場合は提出が必要です。

(2) 設備の発注・引き渡し

当センターより設備導入計画書の承認の通知を受けたら、設備の発注等に着手してください。

(3) 設備導入の連絡

設備が引き渡されたら経費を支払う前に(※)、当センターの職員による現地調査を受ける必要があります。設備の引き渡しを受けたら速やかに当センターへご連絡ください。

※(別紙2)事前着手申請書を提出している場合は経費の支払い状況に関係なく設備が引き渡された時点で現地調査を行います。

(4)交付申請書類の提出

現地調査を受けたら以下の書類を当センターへご提出ください。

- ① (様式第1号)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

完了予定日よりも早く事業が完了しても問題ありませんので、事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

- ② 設備導入計画書承認書の写し

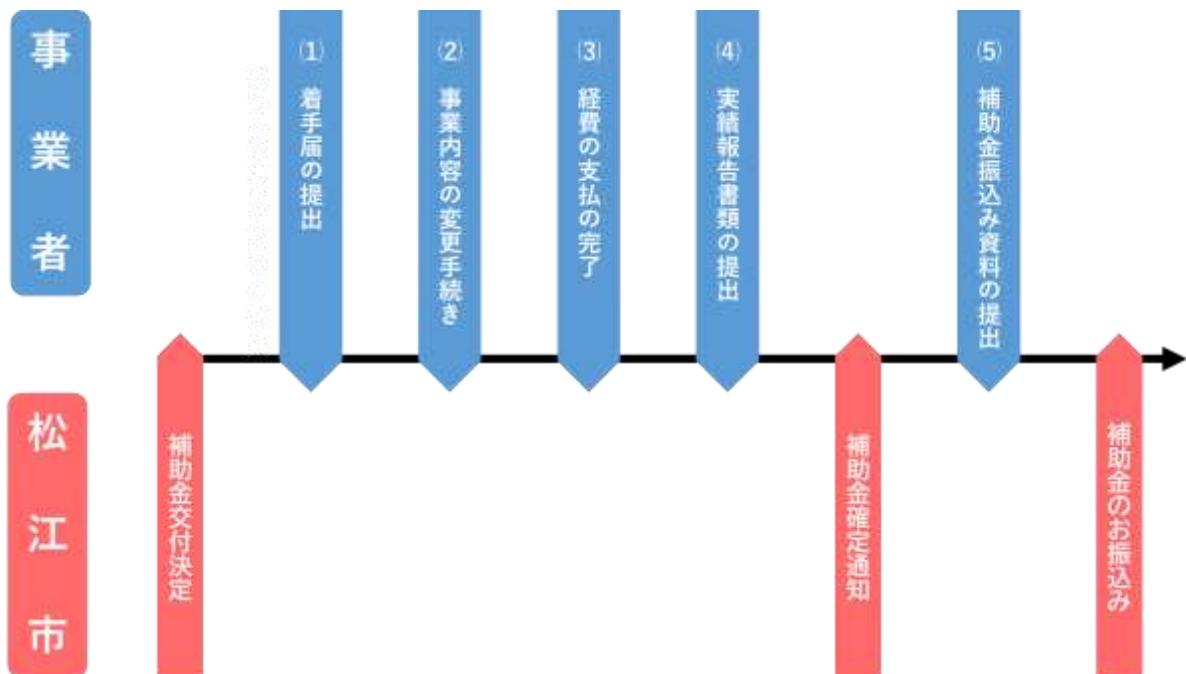
- ③ (別紙6)事業計画書

- ④ 導入した設備の取得に係る契約書または見積書及びその明細の写し

- ⑤ 導入した設備の検収を証する書類

8. 交付決定後の手続きの流れ

交付決定後の手続きの流れは、生産性向上支援事業、新分野進出支援事業共通です。



(1) 着手届の提出

補助金等交付決定が通知されたら(様式第 4 号)着手届を当センターへご提出ください。

(2) 事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合は交付決定内容の変更手続きを行う必要な場合があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- 支払手続きが遅延し、完了日予定日を超てしまう場合

(3) 経費の支払い完了

補助事業に係る経費の支払いを完了してください。

(4) 実績報告書類の提出

すべての経費の支払いが完了したら、1か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。

- ① (様式第4号)完了届
- ② (様式第5号)実績報告書
- ③ (別紙8)事業報告書
- ④ 補助対象経費に係る請求明細の分かる資料

※公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度により導入したものについては、財団と締結する割賦販売契約書に記載の第1回目の賦払いに係るものとします。

- ⑤ 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かる資料

- ⑥ 市税に滞納がないことが分かる証明書(完納証明書)

※本市の税務管理課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナーで取得できます。

※証明書は事業完了日以後、令和8年3月31日までに取得する必要があります。

- ⑦ 補助金利用アンケート

※松江市HPの本補助金ページから様式がダウンロードできます。

(5) 補助金振込み資料の提出

補助金確定通知を受けたら、以下の書類を当センターにご提出ください。

- ① (様式第7号)補助金等交付請求書
- ② 口座振替依頼書
- ③ 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

9. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター
〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内
電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300
Mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp